

加古川市新・放課後子ども総合プラン行動計画

1 背景・趣旨

国は、平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めることとしており、加古川市においても平成 28 年 3 月に「加古川市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定し、現在まで放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めてきました。

その後、平成 30 年 9 月にこれまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ策定された「新・放課後こども総合プラン」に基づき、加古川市においても放課後児童対策の取組をさらに推進させるため令和 2 年 3 月に「加古川市新・放課後こども総合プラン」を策定し、両事業の取組を進めてきました。

「新・放課後こども総合プラン」が令和 5 年度末に終了したことに伴い、令和 6 年 3 月に各自治体において継続的かつ計画的な放課後児童対策の取組を推進する観点からこども家庭庁・文部科学省の連名で発出された「令和 6 年度以降の放課後児童対策について（通知）」に基づき、加古川市における放課後児童対策の取組をさらに進めるため、以下のとおり新たに行動計画を策定します。

本行動計画は、「令和 6 年度以降の放課後児童対策について（通知）」の取り組みを進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づき策定するものです。

2 現 状（令和 6 年度時点）

（1）児童クラブの状況

- ・全小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において 79 クラブで実施しています。

（2）放課後子ども教室の状況

- ・校内交流型は、小学校の体育館や多目的教室等を利用し、年間を通して同一種目で活動する「クラブ活動方式」で、市内全小学校区において実施しています。
- ・連携型は、近隣の公民館を利用し、各公民館独自のプログラムにより、土曜日や長期休業期間に市内 12 公民館で実施しています。

※「連携型」…児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※「校内交流型」…上記の「連携型」のうち、同一小学校内等で児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しているもの。

3 対 象

市内公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に通う児童を対象とします。

4 期 間

令和 12 年 3 月 31 日までとし、必要に応じて計画を見直します。

5 基本方針（具体的方策、目標等）

（1）児童クラブの令和 11 年度に達成されるべき目標事業量

令和 7 年 3 月に策定した「加古川市こども・若者計画 第 4 章 子ども・子育て支援事業計画」に記載のとおり、アンケート等により算出した「量の見込み（ニーズ量）」は、各小学校区における受入可能人数の範囲内となっています。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量 の 見 込 み	低学年	2,485 人	2,454 人	2,381 人	2,407 人	2,356 人
	高学年	970 人	954 人	891 人	853 人	813 人
	合計	3,455 人	3,408 人	3,272 人	3,260 人	3,169 人
受入可能人数		4,431 人	4,431 人	4,431 人	4,431 人	4,431 人

（2）校内交流型の放課後児童対策事業の目標事業量

前計画期間の令和 2 年度から令和 6 年度まで市内全公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）で校内交流型の放課後子ども教室を実施しており、令和 7 年度から令和 11 年度についても引き続き同様に市内全公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）で校内交流型の放課後子ども教室を実施することができるよう、幅広い世代のスタッフに従事いただくとともに、種目の充実に努めていきます。

《校内交流型の放課後子ども教室の実施計画》

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施小学校数※	27 校	27 校	27 校	27 校	27 校

※市内全公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）を指す

（3）放課後子ども教室の令和 11 年度までの実施計画

全校で実施している校内交流型の放課後子ども教室の種目の充実を図ります。

また、公民館で実施する連携型の放課後子ども教室において、学習支援教室についても引き続き市内 12 公民館で実施します。

《学習支援教室の実施計画》

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施公民館数	12 館	12 館	12 館	12 館	12 館

(4) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

- ・児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日等について検討及び情報共有を図ります。
- ・公民館等で学習した成果を実践に活かす場として、地域の方々の参画を推進し、地域の人材の活用を図ります。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

- ・余裕教室等の活用状況について、学校関係者と定期的に協議を行い、使用計画を決定します。
- ・放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

(6) 福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

- ・児童クラブ及び放課後子ども教室の実施主体事務局がいずれも教育委員会であることから、引き続き情報の共有を密にし、事業検証や課題解決を目指します。

(7) 特別な配慮を必要とする児童や家庭への対応

- ・児童クラブ及び放課後子ども教室の募集時に、保護者に配慮が必要な内容を報告いただき、スタッフ等職員間で、その情報を共有して、活動に活かしていきます。
- ・特別な配慮が必要となる児童については、状況に応じ、スタッフ等職員を加配するなど、きめ細やかな対応を目指します。

(8) 地域の実情に応じた児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- ・令和元年度より、利用者の希望に応じて、午後 6 時 30 分を超えて、午後 7 時まで児童クラブを利用できるようにするとともに、長期休業期間においては、児童クラブを午前 7 時 45 分から開所し、児童の受け入れを行っています。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- ・市が策定している「保育マニュアル」を活用し、児童クラブの設置目的の一つである「遊びを通じた健全育成」を更に推進していきます。

(10) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- ・支援員、補助員が利用児童の保護者に対し、日頃からの綿密なコミュニケーションにより、育成

支援の内容について周知をしていきます。

- ・広報、市ホームページ等を活用し、地域住民への周知を促進します。

6 計画の推進

本計画を地域の実情に合わせ、計画的かつ円滑に進めていくために、市内の学校園、公民館、文化団体、スポーツ団体等、さまざまな関係機関、団体と連携をとりながら、協働による地域総がかりの教育の充実を図ります。

また、計画策定後も、定期的・継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、さらなる充実に向けた取組を推進していきます。